

## 足利市民の歯及び口腔の健康づくりに関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に実施し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯及び口腔の健康づくり 歯及び口腔の健康の保持増進及び機能の維持を図ることをいう。
- (2) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 事業者 足利市内において事業を営む個人及び法人をいう。
- (4) 歯科保健医療サービス 歯科医療又は歯科健診、歯科保健指導その他の歯及び口腔の健康づくりに資するサービスをいう。
- (5) 健康増進計画 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画をいう。

### (基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 歯科疾患が健康に及ぼす影響について市民の理解を深めるとともに、日常生活における歯科疾患の早期の発見及び治療並びに予防の取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、歯科医師等及び事業者の協力を得て、効率的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を負う。

### (市民の役割)

第5条 市民は、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう、自ら努めるものとする。

2 市民は、日常生活における適切な口腔清掃等により歯科疾患を予防し、又は定期的に歯科健診若しくは歯科医療を受ける等、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう、自ら努めるものとする。

(歯科医師等の役割)

第6条 歯科医師等は、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との連携を図るとともに、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供し、及び市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、当該事業所において雇用する従業員の歯科保健医療サービスを受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりに関する情報を収集し、及び提供すること。
- (2) 定期的に期間を定め、歯及び口腔の健康づくりの重要性を市民に広く周知するための事業を行うこと。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、市民にむし歯その他の歯科疾患の予防並びに口腔機能の維持及び向上のための対策を行うこと。
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者に対し、定期的に歯科保健医療サービスを受けることができるよう講ずること。

(基本計画)

第9条 市長は、前条の基本的施策を総合的に実施するための計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。ただし、基本計画は、健康増進計画をもって代えることができる。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
- (2) 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、市が講ずるべき施策に関する事項

3 基本計画は、健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市長は、第1項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画の変更)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、基本計画を変更することができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。